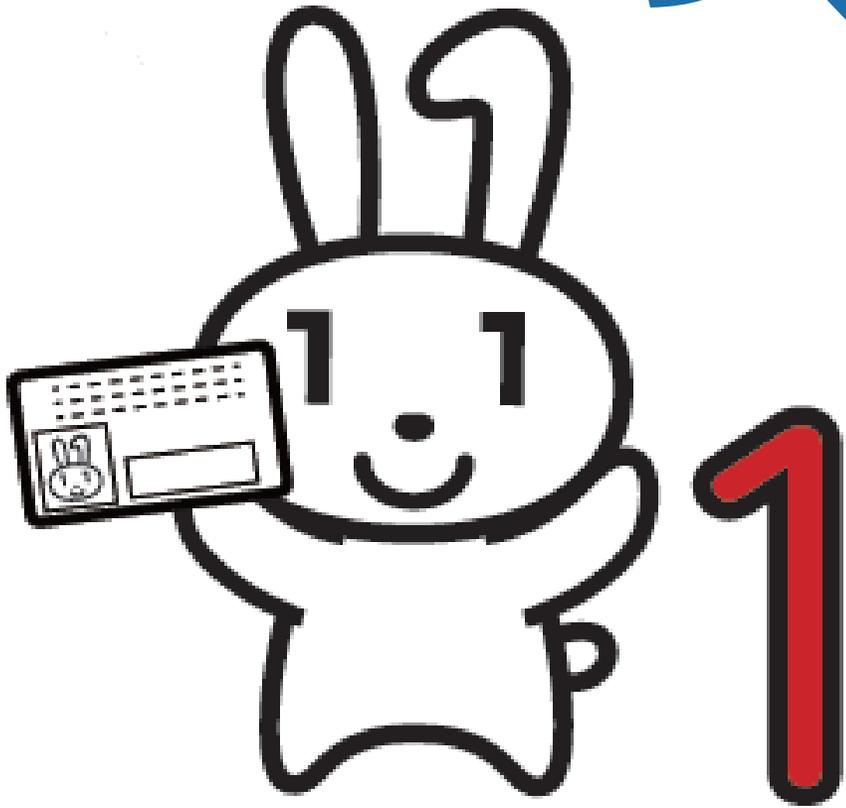


マイナンバーカード 作りませんか？



新宿区



目次

- 1 マイナンバー制度について
- 2 個人番号通知書について
- 3 マイナンバーカード（個人番号カード）について
- 4 マイナンバーカード（個人番号カード）は本当に安全なの？
- 5 マイナンバーカード（個人番号カード）の申請方法について
- 6 マイナポータルについて
- 7 電子証明書について
- 8 健康保険証利用について
- 9 お問い合わせ先

マイナンバー制度について

- 平成27年10月5日から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化のための社会基盤です。

- マイナンバーは、住民票を有する全ての方1人ひとりがもつ12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野の中の、法律や条例で定められた行政手続でマイナンバーを利用します。

※具体的には年金、雇用保険・医療保険の手続、生活保護や児童手当福祉の給付、確定申告等の税の手続などです。

- マイナンバーは個人番号通知書でお知らせします。
- 希望される方に顔写真付きのマイナンバーカードが交付されます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。



行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

個人番号通知書について

- マイナンバーの通知は、令和2年5月25日より、「通知カード」を送付する方法から「個人番号通知書」を送付する方法に変わりました。

【通知カード】

平成27年10月5日～令和2年5月24日



通知カードはマイナンバーの確認のために利用することができます。

社会保障・税・災害対策における各種手続きでマイナンバーの確認を行う際、通知カードと一緒に運転免許証・旅券などの本人確認書類の提示が必要となります。

※本人確認書類としては利用できません。

※券面に記載の住所等が変更になった場合は、マイナンバー確認書類として利用できないことがあります。

【個人番号通知書】

令和2年5月25日～



個人番号通知書は、出生又は国外からの転入などにより、新たに住民票に記載された方に対して郵送されます。

※マイナンバーを証明する書類や、本人確認書類としては利用できません。

【交付申請用QRコード】
スマートフォンやタブレットで読み取ることで、マイナンバーカードのオンライン申請ができます。

【音声コード】
スマートフォン等にダウンロードした対応アプリで、個人番号通知書に関する簡単なお案内を音声で聞くことができます。

マイナンバーカード（個人番号カード）について

- マイナンバーカードは、顔写真付きのプラスチック製のICカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別が記載され、裏面にマイナンバーが記載されています。

住所や氏名の変更などがあった際は市区町村の窓口で新しい内容を追記します。



表



裏



裏面をコピーすることができるのは行政機関や雇用主など法令で定められた者だけです。



- マイナンバーカードは、マイナンバーの確認のほか、本人確認書類として利用することができます。また、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が発行されているものに限る）を利用して、コンビニ等のマルチコピー機で、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書（印鑑登録をしている方のみ）」及び「特別区民税・都民税の課税（非課税）・納税証明書」を取得することができます。

マイナンバーカード（個人番号カード）は本当に安全なの？

安心してください！万全のセキュリティ対策

表



- 顔写真付きのためなりすましはできません
- 特殊加工で簡単には写真の張り替えはできません

裏



- 個人番号を見られても個人情報盗まれません

集中管理ではなく分散管理！

マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し（所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように）個人情報を分散して管理します。他の機関の個人情報が必要になったときは、情報提供ネットワークを使用して照会・提供ができるようにします。通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができない安全・安心な仕組みになっています。



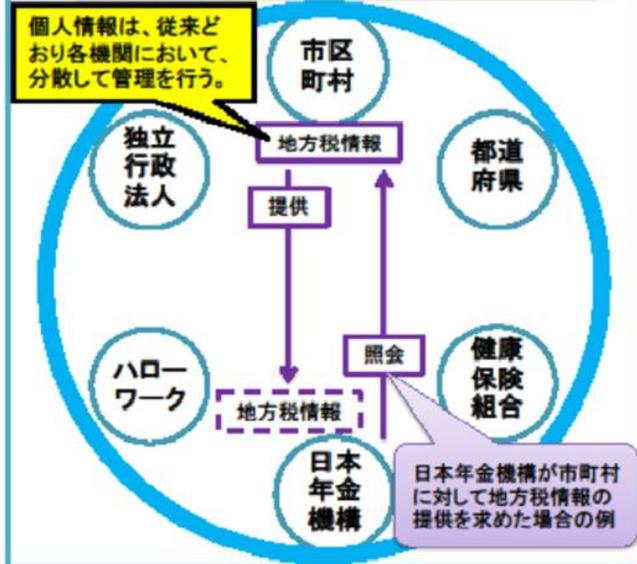
紛失・盗難の場合は24時間365日一時停止が可能

連絡先：マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

- ICチップには氏名などカードに記載されている情報しか記録されていません。
税・年金・預金残高などプライバシー性の高い情報は記録されていません
- アプリ毎に設定した暗証番号を一定数間違えると機能がロックされます
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みです

分散管理



マイナンバーカード（個人番号カード）の申請方法について

1 郵便による申請

通知カードまたは個人番号通知書に付属している「**個人番号カード交付申請書**」に顔写真を貼り、必要事項を記入して、返信用封筒に封入の上、郵便ポストに投函します。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書	
□□市 (地方公共団体情報システム機構 宛)	長宛 申請書 I D 1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名* ① 番号 花子	⑥ 顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) 最近6か月以内に撮影した 無帽・正面・無背景のもの を裏面に、氏名・生年月日を 記入してください
住所* 〇〇県□□市△△町◇丁目○番地▽号	
生年月日* 令和2年6月1日	性別* 女
【代捺文字情報】	
電話番号* ②	外国人住民の区分 ③ 有無
点字表記 ④ ばんごう はなこ	点字表記希望の有無 有無
※申請書に記載されている情報は令和2年6月1日時点の情報となります。 ※1 日本人の方で、個人番号カードへ旧氏名の印字をご希望の場合、市区町村窓口で事前登録する必要があります。 ※2 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。 ※3 氏名の点字表記をご希望の場合、□を黒く塗りつぶしてください。点字表記に記載された文字（最大24文字まで、濁点等は1文字）の順序で表記されます。表記内容にご不明な点がある場合は、市区町村窓口にお問合せください。	
⑤ 以上の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。 申請日 年 月 日 申請者氏名(自署) 印	
⑦ 発行を希望しない電子証明書がある場合、□を黒く塗りつぶしてください。 <input type="checkbox"/> 電子証明書 不要 <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書 不要 ※15歳未満の方、成年被保見込の方には原則発行されません。	
15歳未満の方、成年被保見込の方で個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係をご記入ください。	
代理人氏名(自署) 代理人住所 (電話番号:)	本人との関係 印
※申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。	
【注意事項】 ※自のついた項目について、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に記載の情報が発行されます。	
工場の物理用 事務処理記載欄	オンライン申請用QRコード
202004241 110000 0000002 00000013 3/3	

①氏名・住所等

あらかじめ印刷されている氏名・住所等が変更になった場合は、変更箇所に二重線を引いて、手書きで新しい内容に修正することにより使用することができます。

②電話番号

電話番号は日中つながりやすい番号を記入してください。

③外国人住民の区分等

記載内容が違う場合は使用することができません。区市町村窓口にお問合せ下さい。

④点字表記の希望の有無

氏名の点字表記を希望する場合は□を塗りつぶしてください。

⑤申請日・申請者氏名

申請日と申請者本人の氏名を必ず記入してください。

⑥顔写真貼付欄

無帽・正面・無背景で最近6か月以内に撮影したものを貼り付けてください。

⑦電子証明書発行希望の有無

発行を希望しない電子証明書がある場合は□を塗りつぶしてください。

・通知カードに付属の交付申請書は、ミシン目に沿って切り取って使用してください。

マイナンバーカード（個人番号カード）の申請方法について

2 インターネットによるオンライン申請

デジタルカメラ・スマートフォン等で顔写真を撮影し、保存した後、申請用WEBサイトにアクセスします。必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

※申請書ID（半角数字23桁）のない申請書では申請できません。

◆申請用WEBサイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/pc.html>

※QRコードのある申請書では、QRコードを読み取り上記サイトにアクセスできます。



3 まちなかの証明用写真機による申請

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、**個人番号カード交付申請書**のQRコードをバーコードリーダーにかざします。必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※対応している証明用写真機に限ります。

※QRコードのない申請書では申請できません。

マイナンバーカード（個人番号カード）の申請方法について

4 マイナンバーカードオンライン申請サポートサービスによる申請

申請書のIDまたはQRコードを使用して、区の担当者がその場で、申請に必要な写真撮影から申請までのお手伝いをします。区役所本庁舎戸籍住民課の窓口のみで実施しています。

※申請書ID（半角数字23桁）のない申請書では申請できません。

申請書IDやQRコードが記載されている交付申請書をお持ちでない方は、区役所本庁舎の戸籍住民課又は特別出張所の窓口で発行を依頼してください。交付申請書の受け取りには本人確認書類が必要です。

マイナンバーカードの申請をしたら

マイナンバー（個人番号）カードは地方公共団体システム機構（J-LIS）で作成され、区に納品されます。マイナンバーカードを交付する準備ができましたら、「**個人番号カード交付通知書**」を住民票の住所あてに普通郵便（転送不要）で郵送してお知らせします。

同封のご案内に従い、事前にインターネットまたは電話で受け取り窓口と日時の予約をしていただき、予約した日時にご本人がお越しください。必要書類等も同封のご案内に従って用意をしてください。

マイナポータルについて

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスが利用可能となっています。



A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

マイナポータルのご利用には以下のものがが必要です。

- ①マイナンバーカード
- ②パソコン、スマートフォン等のインターネットアクセス端末
- ③ICカードリーダーまたはカード読取対応スマートフォン
- ④電子証明書を利用するためのアプリ（マイナポータルAP）

電子証明書について

- マイナンバーカードには、利用者証明用電子証明書と、署名用電子証明書の2種類の電子証明書が標準搭載されます。

電子証明書		
証明書の名称	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
用途	マイナポータルログインやコンビニ交付サービス等、本人であることの認証手段として利用	e-Taxを利用した確定申告等、文書を伴う電子申請で利用
暗証番号	4桁 数字のみ	6～16桁 アルファベットの大文字と数字の組み合わせ
有効期間	発行日から 5回目 の誕生日まで	発行日から 5回目 の誕生日まで（ただし、 <u>5回目の誕生日が利用者証明用電子証明書の有効期間を超える場合は、利用者証明用電子証明書の有効期間まで</u> ） ※氏名、旧氏、通称、住所、生年月日、性別のいずれかに変更があった場合は有効期間内でも自動的に失効
	※マイナンバーカードの失効時は、同時に両方の電子証明書も失効	
更新	有効期間満了日の3か月前から更新可能	
手数料	○マイナンバーカードの初回交付時に発行する場合は 無料 ○マイナンバーカードの再交付時に発行する場合は 200円	
その他	電子証明書の発行を希望しない場合は、以下の2通りの方法により、発行しないことができます。 ①マイナンバーカード交付時に発行を希望しない旨を申し出る ②マイナンバーカード申請時に発行を希望しない電子証明書の□(枠)を塗りつぶして申請する	

健康保険証利用について

マイナンバーカードは、マイナポータルで利用の申込をすることで、健康保険証として利用することができます。

通院においても、その他の場面でもマイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります

 いつもの通院等が便利に！

 こんなところも簡単・便利に！



特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に 

健康保険証としてずっと使える 

お問い合わせ先

○マイナンバー制度全般に関すること

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

【受付時間】平日：午前9時30分～午後8時

土日祝：午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

※マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止については、24時間365日受け付けています。

【外国語対応】英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26

個人番号通知、マイナンバーカード、紛失・盗難による一時利用停止

0120-0178-27

- ・マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ（内閣府）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・マイナンバーカード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

○このパンフレットに関すること

- ・新宿区地域振興部戸籍住民課 03-5273-3601

